

健康保険・年金制度加入のための手続書類のお願い

地方職員共済組合千葉県支部

千葉県職員（正規職員）として採用されると、地方職員共済組合千葉県支部の組合員となります。地方職員共済組合は、公務員の生活の安定、福祉の向上に寄与することを目的に設けられており、短期給付（健康保険）、長期給付（厚生年金）などを担っています。

皆さんの加入手続をスムーズに行うため、入庁までに下記の書類の準備をお願いします。

● マイナンバーカード

新たに発行を受ける場合は、住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

● 基礎年金番号通知書または年金手帳

紛失している場合は、日本年金機構（年金事務所等）に再発行を依頼してください。

※入庁時に 20 歳未満の方（前職で厚生年金に加入した経歴のある方、遺族年金の受給権のある方を除く）は、基礎年金番号が付番されていないので必要ありません。

また、入庁前後に引っ越しをした場合は、市区町村役場へ速やかに届出を行い、住民登録の場所と実際の居所が一致するようにしてください。

入庁前後の手続については、千葉県ホームページの「総務ワークステーション」のページ（アドレスは下記）にも掲載することがあります。入庁前に確認するようお願いします。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sws/>

■ マイナンバーカードをお持ちでない方へ

令和 6 年 12 月 2 日以降、これまでの紙の保険証は廃止され、マイナ保険証に一本化されています。千葉県では、マイナンバーカードの取得を県民にお願いしている中で、まずは県職員自身が取得しその利便性を理解することが大変重要と考えておりますので、マイナンバーカードの取得をお願いします。

なお、事情により入庁時点でマイナンバーカードをお持ちでない場合は、健康保険の資格取得手続の際に他の確認書類を提出いただき、マイナンバーを確認することとなります。

問い合わせ先

千葉県総務部総務ワークステーション給付班 （地方職員共済組合千葉県支部）

電話：043-350-2119 FAX：043-350-2980